

銚子市消防団応援の店実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域ぐるみで消防団を応援し、もって消防団員の確保推進に資するため市内の事業所及び店舗等（以下「事業所等」という。）の協力を得て、銚子市消防団員（以下「消防団員」という。）及び同居する家族に対して優遇措置を実施する消防団応援の店事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「消防団員等」 消防団員及びその同居する家族をいう。
- (2) 「応援の店」 消防団員を応援するため消防団員等に優遇措置を行う事業所等として消防長が登録したものをいう。
- (3) 「優遇措置」 応援の店が任意に定めた商品等の提供、割引その他のサービスをいう。

(優遇措置の提供)

第3条 応援の店は、自らの責任において、消防団員等に対し、優遇措置の提供を行うものとする。ただし、必要に応じて、応援の店は優遇措置を受けることができる者を消防団員に限定することができる。

(申請)

第4条 応援の店に登録しようとする事業所等は、銚子市消防団応援の店登録申請書（別記第1号様式）により、消防長に申請するものとする。

(登録)

第5条 消防長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは応援の店として登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業所等については登録しない。

- (1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 宗教活動又は政治活動に関係するもの
- (3) 銚子市暴力団排除条例（平成24年3月30日条例第2号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団関係者が経営を実質的に支配するもの又はこれらに準ずる者が経営するもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、消防長が適当でないと認めたもの

(表示証の交付等)

第6条 消防長は、前条の規定により応援の店の登録を行ったときは、銚子市消防団応援の店表示証（別記第2号様式。以下「表示証」という。）を当該事業所等に交付するものとする。

2 応援の店は、交付を受けた表示証を当該事業所等の見やすい場所に掲示

するものとする。

3 応援の店は、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、インターネット等により行う映像その他の広告に応援の店である旨を表示することができる。

(登録の変更等)

第7条 応援の店は、登録事項を変更し、又は廃止しようとするときは、銚子市消防団応援の店（内容変更・廃止）届出書（別記第3号様式）により、消防長に届け出るものとする。

2 消防長は、前項に規定する届け出があったときは、速やかに当該登録を変更し、又は廃止するものとする。

3 応援の店は、廃止の届出をしたときは、速やかに表示証を消防長に返納しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 消防長は、消防団応援の店が事業を廃止したとき又は偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき、若しくはその他消防団応援の店としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すものとする。

2 前項の規定により登録を取り消された事業所等は、速やかに表示証を消防長に返納又は廃棄しなければならない。

3 第1項の規定により登録を取り消された事業所等は、速やかに当該消防団応援の店に係る広告等の表示を返納しなければならない。

(団員証の交付)

第9条 消防長は、消防団員に銚子市消防団応援の店団員証（別記第4号様式。以下「団員証」という。）を交付するものとする。

2 消防団員は、団員証を紛失若しくは破損し、又は再交付を受けようとするときは、銚子市消防団応援の店団員証再交付申請書（別記第5号様式）により、消防長に申請するものとする。

(遵守事項)

第10条 消防団員等は、応援の店において優遇措置を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 優遇措置を受けようとするときは、団員証を提示すること。

(2) 応援の店から求めがあったときは、身分が確認できるものを提示すること。

(3) 同居する家族以外の者に団員証を貸与又は譲渡しないこと。

(4) 登録事項以外の優遇措置を強要しないこと。

2 消防団員等は、団員証を不正に使用し、応援の店に損害を与えたときは、団員証の交付を受けた消防団員が賠償の責任を有するものとする。

3 消防長は、消防団員等が前2項の規定に違反したときは、団員証の返納

を指示するものとする。

(団員証の返納)

第 1 1 条 消防団員は、退団したとき又は前条の規定に違反し消防長から返納指示を受けたときは、速やかに団員証を返納しなければならない。

(記録整理)

第 1 2 条 消防長は、銚子市消防団応援の店表示証交付整理簿（別記第 6 号様式）を備え、適切な管理をしなければならない。

(公表)

第 1 3 条 消防長は、消防団応援の店の名称等について、ホームページ等により公表するものとする。

(委任)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

別記第1号様式（第4条）

銚子市消防団応援の店登録申請書

年 月 日

銚子市消防長 様

(申請者) 所在地
名称
代表者名

銚子市消防団応援の店実施要綱第4条の規定により、銚子市消防団応援の店として登録をしたいので、下記のとおり申請します。

記

フリガナ 事業所名称			
所在地	銚子市		
業種	飲食業・物販業・サービス業・その他（ ）		
営業時間	時 分 ～ 時 分（24時間表示）		
定休日			
連絡先等	電話番号：		
	FAX 番号：		
	Eメール：		
	U R L：		
優遇措置内容	サービス等の内容	対象者 (いずれか○)	備考
		・消防団員限定 ・消防団員及び同居するその家族	

※ 上記内容については、ホームページ等により公表させていただきます。

別記第2号様式（第6条第1項）



別記第3号様式（第7条第1項）

銚子市消防団応援の店（内容変更・廃止）届出書

年 月 日

銚子市消防長 様

（申請者）所 在 地
名 称
代表者名

銚子市消防団応援の店実施要綱第7条第1項の規定により、（内容変更・廃止）をしたい
ので、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更内容（変更の場合）

変更する事項	変 更 前	変 更 後

2 変更・廃止の時期 年 月 日

3 その他

※廃止の場合は、表示証を返納していただきますので、添付してください。

別記第4号様式（第9条第1項）

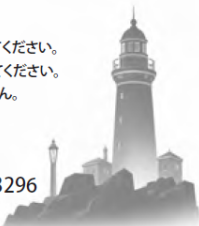


表 面

住 所: _____
団員氏名: _____
所 属: _____
同居する家族氏名: _____

注意事項
○応援の店から提供されるサービスを受けるときには、この団員証を提示してください。
○応援の店から要請があったときは、あわせて本人確認できるものを提示してください。
○この団員証は、同居する家族を除く他人に、貸与または譲渡してはいけません。
○退団したときは、速やかにこの団員証を返却してください。

※この団員証を拾われた方は、下記までご連絡をお願いします。
銚子市消防本部 消防総務課 警防班 TEL0479-22-3296



裏 面

別記第5号様式（第9条第2項）

銚子市消防団応援の店団員証再交付申請書

年 月 日

銚子市消防長 様

所属

氏名

銚子市消防団応援の店実施要綱第9条第2項の規定により、銚子市消防団応援の店団員証を再交付していただきたく、下記のとおり申請します。

記

1 再交付の理由

紛失・破損 その他（ ）

2 上記に至った経緯

別記第6号様式 (第12条)

銚子市消防団応援の店表示証交付整理簿

[illegible]